

**今後の建築基準制度のあり方について  
「木造建築関連基準等の合理化及び効率的かつ  
実効性ある確認検査制度等の構築に向けて」**

---

**（第二次答申）【概要】**

# 今後の建築基準整備のあり方について(第二次答申)の概要

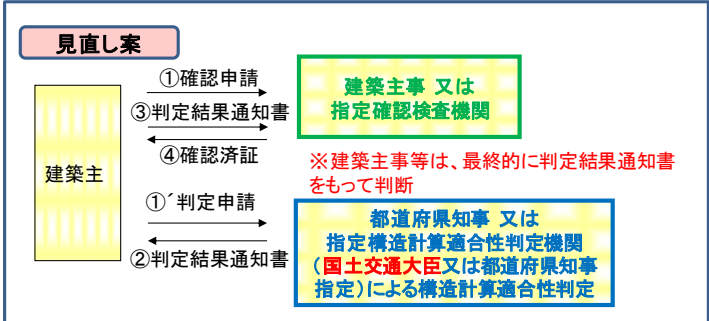
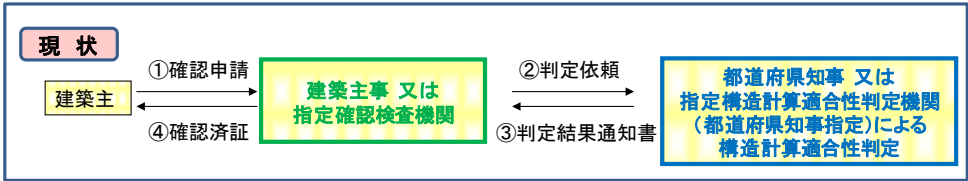
## I. 木造建築関連基準等のあり方

- 平成22年に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が成立するなど、建築物の建築に木材を活用することを可能とする自由度の高い規制に対する社会的要請を受け、平成23年度から3カ年にわたり、大規模な木造建築物に関する実大の火災実験等を実施。
- これを踏まえ、次の事項を検討する。
  - ・通常の火災が終了するまで延焼を防止できる性能を有する防火壁等で有効に区画した場合には、耐火構造以外の木造建築物であっても床面積3,000㎡を超えて建築することが可能となるよう規制を見直し（建築基準法第21条第2項）
  - ・在館者の安全な避難・救助が完了するまで、建築物の倒壊・崩壊、延焼の拡大及び煙の拡散を防止できる場合には、3階建ての学校等についても木造の準耐火建築物とすることが可能となるよう規制を見直し（建築基準法第27条）



## II. 効率的かつ実効性ある確認検査制度等のあり方

- (1) 効率的かつ実効性ある構造計算適合性判定の実施
    - ①構造計算適合性判定の手続き等の見直し
      - ・審査の途中段階での構造設計の大幅な見直し等を減らすために、手続きの改善が求められている。
      - ・指定構造計算適合性判定機関の業務地域の広域化や、都道府県による監督体制等の実態を踏まえ、的確に監督できる体制整備が必要となっている。
- 【講ずべき施策】
- ・構造計算適合性判定は、これまでと同様に確認審査とは別の機関（法人）で行うことを前提とし、建築主事等の審査から独立させ、建築主が指定構造計算適合性判定機関等を選択し直接申請する仕組みを検討する。
  - ・2以上の都道府県で業務を行う機関については、国が機関の指定、監督等を行うことができることとし、その上で都道府県知事が業務を代行させることを選択できる仕組みの導入を検討する。



## ②構造計算適合性判定の対象の見直し

- ・ 特定行政庁等では構造の専門知識の習得に努める動きが各地で行われていること等の状況の変化を踏まえ、構造計算の内容や審査側の審査能力等に応じて、構造計算適合性判定の対象の合理化を図る必要がある。

### 【講ずべき施策】

- ・ 許容応力度等計算（ルート2）について十分な審査能力を有すると判定された建築主事等が審査を行う場合については、許容応力等計算（ルート2）を構造計算適合性判定の対象外とするなど、必要な見直しを検討する。

## ③構造計算適合性判定の質の確保

- ・ 継続的に実効性のある制度として保つためには、将来を見据えて適切な能力を有する構造計算適合性判定員を継続的に確保する仕組みが必要である。

### 【講ずべき施策】

- ・ 構造計算適合性判定の審査指針等の充実を図るとともに、国による資格検定、登録等により継続的に構造計算適合性判定員を確保できる制度の導入を検討する。

## （2）専門性の高い分野における確認審査方法の見直し

- ・ 昇降機等の制動装置等に関する技術の高度化・複雑化が急速に進んでおり、専門的な知識を有していない建築主事等では十分な審査が困難な状況となっている。

### 【講ずべき施策】

- ・ 昇降機等に設ける制動装置や制御器等の性能について、国土交通大臣の認定の対象とし、機械・電気に関する専門的な知識を有する者が審査する仕組みの導入を検討する。

## （3）建築確認制度における手続き等の合理化

- ・ 計画変更、型式適合認定、仮使用承認の手続きについて、申請者の負担が大きいなどの課題があり、制度の合理化が必要となっている。

### 【講ずべき施策】

- ・ 計画変更の内容が建築基準関係規定に適合することが明らかな場合には計画変更の手続きが不要となるよう、軽微な変更の対象について再検証を行い見直しを行う。
- ・ 型式適合認定について、認定対象となる型式の範囲の拡大、認定内容の変更を含む型式適合認定の手続きの簡素化等の措置を検討する。
- ・ 仮使用承認制度について、工事部分及び仮使用部分の安全対策に係る建築物の安全上・防火上の基準を整備し、この基準を満たす場合については、指定確認検査機関の仮使用の審査を受ければ、建築主は仮使用できるよう制度の合理化を検討する。

#### (4) 定期調査・検査報告制度及び維持保全のあり方

##### ①定期調査・検査報告制度の見直し

- ・ 定期調査の対象に特に安全性の確保を徹底すべき建築物が指定されていない、防火設備について十分な検査が行われていない、不適切な業務を行った定期調査資格者等に対し懲戒処分を行う規定がないなど、制度の実効性を確保する上で課題がある。

##### 【講ずべき施策】

- ・ 不特定多数の者や高齢者等が利用する建築物等の安全性の確保を徹底すべき建築物や昇降機等については法令により一律に定期調査・検査の対象とし、それ以外の建築物等については特定行政庁が地域の実情に応じた指定を行うことができるよう制度の見直しを検討する。
- ・ 防火設備について、専門的な知識と技能を有する者に検査させる仕組みの導入を検討する。
- ・ 定期調査・検査の資格者に対して、資格者証の返納等の処分基準の明確化を図り、不適切な調査・検査を行った者等に対する処分を徹底するとともに、資格者の資質向上を図るための講習内容の充実を検討する。

##### ②昇降機等の維持保全の徹底

- ・ 昇降機等の保守管理等の指導に、法的な位置づけがなく、必ずしも十分に徹底されていない。

##### 【講ずべき施策】

- ・ 昇降機等については、その所有者等が建築基準法第8条第2項の規定に基づき定める保全計画において、昇降機等の保守点検を含めた維持管理方法、体制等が定められ、適切に保守点検や運行管理が行われるよう指導する。

### Ⅲ. その他

#### i. 技術的基準に適合しない新たな構造方法等への対応

- ・ 技術的基準に適合しない新たな構造方法等を実用化するためには技術的基準の見直しが必要となり、実用化に時間がかかっている。

##### 【講ずべき施策】

- ・ 現行の技術的基準に適合しない新たな構造方法等について、必要な性能を有する場合には国土交通大臣が認定を行い、実用化を可能とする仕組みを検討する。

#### ii. 建築物の事故等に関する調査の充実

- ・ 現行制度では、建築物の事故等が発生した場合、国及び特定行政庁が十分な調査を行うことができないため、調査権限の充実が必要である。

##### 【講ずべき施策】

- ・ 建築物においてエレベーター事故や災害等が発生した場合に、より機動的な原因究明の体制を確保するため、国も自ら法に基づき必要な調査を行えるよう調査権限の創設を検討する。
- ・ 国及び特定行政庁において、建築設備等の製造者や維持保全に関わった関係者に対する調査を実施できるよう調査権限の充実を検討する。

### Ⅳ. 施策の実現に向けて引き続き検討すべき課題

1. 新たな技術開発の促進とそれを踏まえた更なる性能規定化に向けた建築基準整備のあり方
2. 小規模な建築物に係る建築確認・検査のあり方、遊戯施設等に係る法規制のあり方等も含めて、建築物の安全性等を確保するためのより実効性のある建築規制のあり方
3. 既存不適格建築物の改修・増改築促進策等の既存建築ストックを有効に活用する観点からの建築規制のあり方
4. 持続的かつ的確に建築行政を執行するための体制整備のあり方
5. より良い建築・まち・環境づくりに向けた建築基本法のあり方